

第 1 2 回後期高齢者医療運営懇談会

資 料

平成 2 9 年 1 1 月 7 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

【 目 次 】

I 高齢者の医療制度

- (1) 高齢者医療制度の変遷…………… 1
- (2) 後期高齢者医療制度について…………… 2

II 事業の実施状況

- 1 被保険者…………… 4
 - (1) 被保険者の推移…………… 4
 - (2) 自己負担割合別被保険者数…………… 5
- 2 保険料…………… 6
 - (1) 保険料率の推移…………… 6
 - (2) 保険料の軽減対策…………… 6
 - (3) 保険料の賦課状況…………… 7
 - (4) 保険料収納率…………… 8
- 3 療養給付費…………… 9
 - (1) 後期高齢者医療費の状況…………… 9
 - (2) 医療費の内訳と構成比…………… 10
 - (3) 本県における疾病状況…………… 11
 - (4) 高額レセプトの状況…………… 12
 - (5) 都道府県別の1人当たり医療費…………… 13
 - (6) 県内市町別の1人当たり医療費…………… 14
- 4 その他の給付…………… 15
 - (1) 療養費…………… 15
 - (2) 葬祭費…………… 16
- 5 保健事業等…………… 17
 - (1) 保健事業実施計画…………… 17
 - (2) 健康診査事業…………… 18
 - (3) 歯科健康診査事業…………… 19
 - (4) 重複・頻回受診者訪問指導事業…………… 19
 - (5) 長寿・健康増進事業…………… 20
 - (6) 「健康づくり体験談」募集事業…………… 20
 - (7) 医療費通知事業…………… 21
 - (8) ジェネリック医薬品普及・啓発事業…………… 21

III 平成30、31年度の保険料について

- (1) 保険料率の算定について…………… 22
- (2) 保険料率の推移…………… 22
- (3) 算定のスケジュール…………… 22
 - 保険料率の算定方法…………… 23

IV 第2期保健事業実施計画について

- (1) 第2期保健事業実施計画の策定について…………… 24
- (2) 低栄養防止・重症化予防事業について…………… 24

I 高齢者の医療制度

(1) 高齢者医療制度の変遷

① 制度創設までの経緯

高齢化の急速な進展の中、高齢者の医療を国民全体でしっかりと支えていくため、平成9年から約10年間にわたる抜本改革の議論を経て、平成18年6月、「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

年 月	内 容
昭和48年	老人医療費の無料化
昭和58年2月	「老人保健法」を制定（老人保健制度）
平成9年	政府・与党で新しい制度の検討を開始
平成18年6月	「医療制度改革関連法」成立
平成20年4月	後期高齢者医療制度を施行

② 制度の見直し

制度施行後、高齢者医療制度の円滑な運営のため、保険料軽減特例制度の創設等、運用面の改善がなされた。

平成24年8月、「社会保障制度改革推進法」が成立し、高齢者医療制度は、「社会保障制度改革国民会議」で検討し結論を得ることとされた。

平成25年8月の国民会議の報告書では、後期高齢者医療制度は、十分定着しており、必要な改善を行っていくことが適当であるとの報告がなされた。

平成27年5月成立の「医療保険制度改革法」では、国保改革をはじめ、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入など制度改革が進められており、平成29年度には、高齢者と若者の間での世代間公平が図られるよう、保険料軽減特例の見直し等が実施された。

年 月	内 容
平成24年8月	「社会保障制度改革推進法」成立
平成25年8月	「社会保障制度改革国民会議」報告書
平成27年1月	「医療保険制度改革骨子」閣議決定 ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し
平成27年5月	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革法）」成立 ・国保の財政支援の拡充、運営の在り方を見直し ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・入院時の食事代の段階的引上げ ・高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施
平成29年4月 8月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し 70歳以上の高額療養費の上限額の見直し

(2) 後期高齢者医療制度について

① 制度の主な内容

ア 被保険者

75歳（一定の障害があり申請により認定を受けた65歳）以上の方

イ 受けられる給付

医療機関等で被保険者証を提示することで保険給付を受けることができる。

負担割合は1割（現役並み所得者は3割）。それ以外に療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の給付がある。

ウ 保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりが個人単位で保険料を納め、年間保険料は均等割額と所得割額の合計額となる。保険料率は2年ごとに見直される。

エ 広域連合と市町の役割

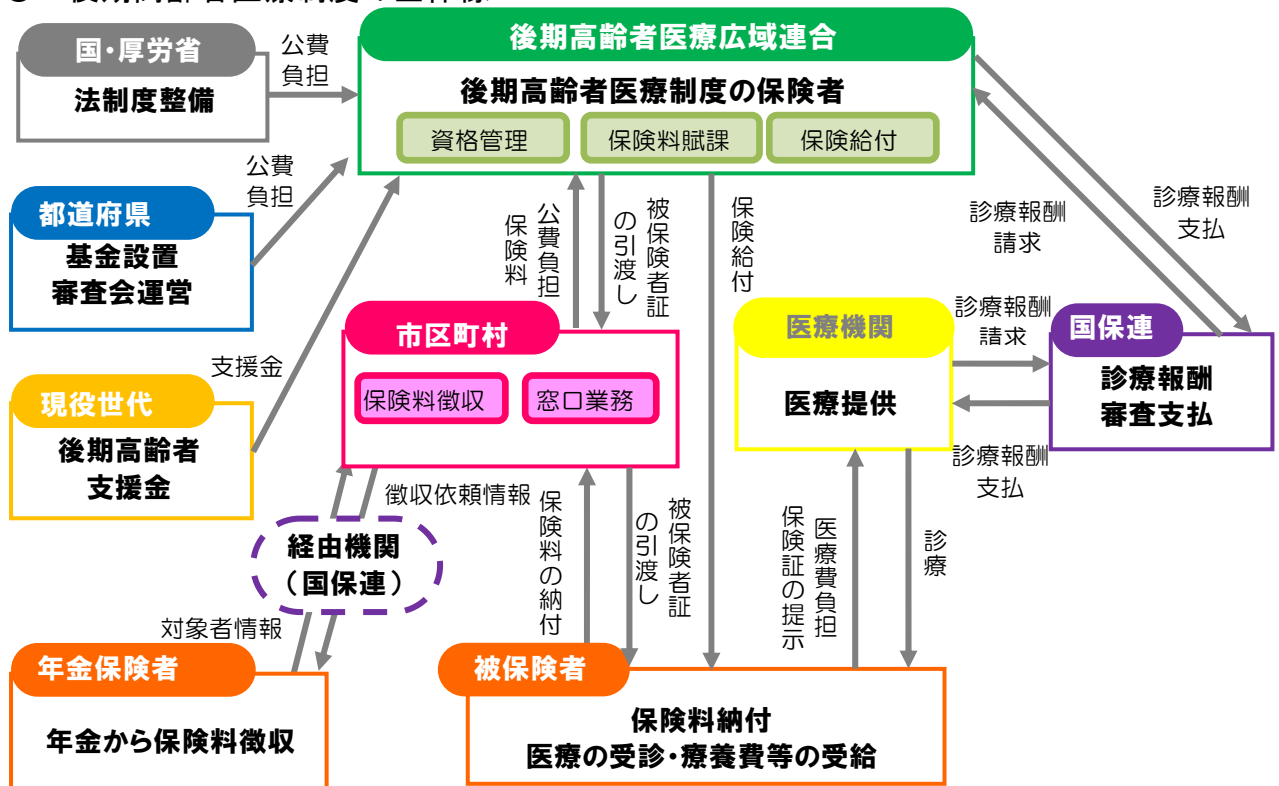
広域連合と市区町村は、運営に係る事務を分担して行うよう定められている。

広域連合は、被保険者の資格認定や保険料率の決定、医療給付などを行い、市町は、届出・申請の受付や被保険者証の引渡しなど窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

② 制度運営

後期高齢者医療制度は、財政基盤の安定化を図るため、全ての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、平成19年2月、栃木県後期高齢者医療広域連合が設立された。

○ 後期高齢者医療制度の全体像



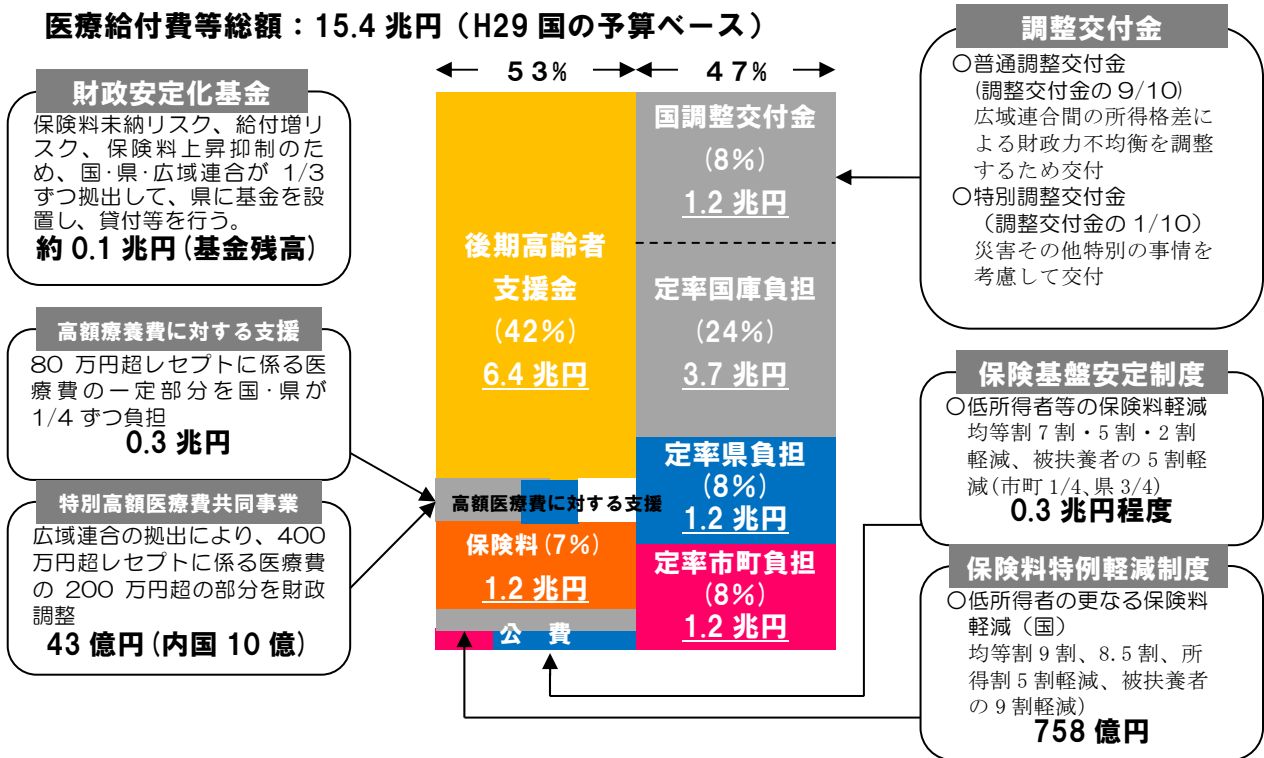
③ 制度の財源構成

財源構成は、患者負担（1割または3割）を除き、現役世代からの後期高齢者支援金（4割）及び公費（5割）のほか、高齢者が保険料（1割）を負担している。

このうち公費負担は、老人保健制度と同様、国・県・市区町村が4対1対1の割合で負担している。

○ 後期高齢者医療制度の財源構成

医療給付費等総額：15.4兆円（H29 国の予算ベース）



II 事業の実施状況

1 被保険者

(1) 被保険者の推移

被保険者数は、これまで毎年約 4,000 人から 6,000 人増加する状態にあった。平成 26 年度においては、日中戦争の影響で 75 歳到達被保険者が一時減少し 2,500 人余りの増加に留まったが、今後 3～4 年は 6,000 人から 7,000 人前後の増加で推移すると考える。

一方、障害認定者数は、毎年減少する傾向にある。

【図表 1】 被保険者数の推移（各年度 8 月末現在）

（単位：人、％）

年度\区分	被保険者数			〔再掲〕 障害認定者数	
	被保険者数	対前年 増減数	対前年 増減比	被保険者数	対前年 増減数
平成 20 年度	209,390	—	—	9,028	—
平成 21 年度	214,793	5,403	2.58 %	8,596	▲ 432
平成 22 年度	219,994	5,201	2.42 %	8,136	▲ 460
平成 23 年度	224,691	4,697	2.14 %	7,517	▲ 619
平成 24 年度	228,988	4,297	1.91 %	7,247	▲ 270
平成 25 年度	233,181	4,193	1.83 %	7,054	▲ 193
平成 26 年度	235,683	2,502	1.07 %	6,996	▲ 58
平成 27 年度	241,111	5,428	2.30 %	6,875	▲ 121
平成 28 年度	247,545	6,434	2.67 %	6,687	▲ 188
平成 29 年度	254,099	6,554	2.65 %	6,392	▲ 295

【図表 2】 年齢別被保険者数（各年度 8 月末現在）

（単位：人）

年齢区分		平成 28 年度 被保険者数	平成 29 年度 被保険者数	対前年 増減数
障害認定者	65 歳～69 歳	3,315	3,137	▲ 178
	70 歳～74 歳	3,372	3,255	▲ 117
75 歳以上 被保険者	75 歳～79 歳	91,013	94,676	3,663
	80 歳～84 歳	72,366	73,001	635
	85 歳～89 歳	48,858	49,627	769
	90 歳～94 歳	22,418	23,702	1,284
	95 歳～99 歳	5,368	5,838	470
	100 歳～	835	863	28
計		247,545	254,099	6,554

全国的な人口減少により、他の多くの医療保険の加入者は減少している一方で、後期高齢者医療制度の加入者は増加している。

【図表 3】 医療保険制度の加入者数等

(単位：千人、%)

	平成 26 年 3 月末現在		平成 27 年 3 月末現在		対前年 増減数
	加入者数	構成比	加入者数	構成比	
被用者保険	73,976	58.19 %	74,503	58.69 %	527
全国健康保険協会	35,643	28.04 %	36,392	28.67 %	749
組合管掌健康保険	29,273	23.03 %	29,131	22.95 %	▲ 142
法第 3 条第 2 項被保険者	18	0.01 %	19	0.01 %	1
船員保険	127	0.10 %	125	0.10 %	▲ 2
共済組合	8,914	7.01 %	8,836	6.96 %	▲ 78
国民健康保険	37,927	29.05 %	35,937	28.31 %	▲ 990
市町村国保	33,973	26.72 %	33,025	26.02 %	▲ 948
国保組合	2,954	2.32 %	2,911	2.29 %	▲ 43
後期高齢者医療制度	15,436	12.14 %	15,767	12.42 %	331
生活保護法適用者	2,171	1.71 %	2,174	1.71 %	3
統計上の不突合	▲ 1,374	▲ 1.08 %	▲ 1,442	▲ 1.14 %	▲ 68
総人口	127,136		126,939		▲ 197

※ 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料（平成 26 年 3 月末現在）」（平成 27 年 12 月公表）及び「医療保険に関する基礎資料（平成 27 年 3 月末現在）」（平成 28 年 12 月公表）による。

総人口は、総務省統計局「人口推計月報」による各年 4 月 1 日現在の総人口。

※ 国統計は千人単位であるため、計は不整合となる。

(2) 自己負担割合別被保険者数

現役並み所得者とされる自己負担割合が 3 割の被保険者は、全国と比較すると構成比は低く 5.0%となっている。

【図表 4】 自己負担割合別被保険者数（平成 29 年 6 月末現在）

(単位：人、%)

区分	被保険者数	1 割負担		3 割負担	
		人数	構成率	人数	構成率
全 国	16,865,945	15,700,019	93.1 %	1,165,926	6.9 %
栃木県	252,884	240,186	95.0 %	12,698	5.0 %

※ 3 割負担…原則として、同一世帯に、住民税課税所得から調整控除額を引いた額が 145 万円以上の被保険者がいる者

1 割負担…3 割負担以外の者

2 保険料

(1) 保険料率の推移

保険料率は、2年に一度見直されることとなっている。

平成29年度は第5期の2年目となり、均等割額43,200円、所得割率8.54%、賦課限度額は57万円となっている。

【図表5】栃木県後期高齢者医療保険料率の推移

区 分	第1期 平成20・21年度	第2期 平成22・23年度	第3期 平成24・25年度	第4期 平成26・27年度	第5期 平成28・29年度
均等割額	37,800円	37,800円	42,000円	43,200円	43,200円
所得割率	7.14%	7.18%	8.54%	8.54%	8.54%

(2) 保険料の軽減対策

低所得者に対する保険料負担の軽減措置については、制度の円滑な施行を図ることを目的に平成20年度から実施され、均等割額の特例措置は平成29年度においても継続された。

平成29年4月から、経済動向を踏まえた国民健康保険料（税）における軽減所得判定基準の見直しに伴い、後期高齢者医療の軽減所得判定基準も見直され、均等割額において、5割軽減及び2割軽減の対象の軽減所得判定基準額が引き上げとなり、保険料軽減の対象が拡大となった。

また、医療保険制度の見直しに伴い、平成29年4月から所得割の特例措置が5割軽減から2割軽減へ、元被扶養者の特例措置が9割軽減から7割軽減に見直された。

なお、元被扶養者で均等割額の9割軽減、8.5割軽減に該当する被保険者は、それらの軽減が受けられるため、9割軽減が8,643人の増、8.5割軽減が7,769人の増、元被扶養者の軽減が15,518人の減となっている。

【図表6】栃木県後期高齢者医療保険料の軽減状況

(各年度7月現在)

区 分	平成28年度該当者		平成29年度該当者		対前年 増減数	
	人数	被保険者数に 占める割合	人数	被保険者数に 占める割合		
低所得者に対する軽減	均等割額9割軽減	43,500	17.45%	52,143	20.36%	8,643
	均等割額8.5割軽減	40,547	16.27%	48,316	18.87%	7,769
	均等割額5割軽減	22,335	8.96%	24,855	9.71%	2,520
	均等割額2割軽減	20,625	8.27%	22,933	8.96%	2,308
	小 計	127,007	50.95%	148,247	57.90%	21,240
	所得割額の2割軽減(※1)	26,666(※2)	10.70%	28,668(※2)	11.20%	2,002
元被扶養者均等割額7割軽減(※3)	34,201	13.73%	18,683	7.30%	▲ 15,518	
合 計	166,792	66.94%	172,704	67.45%	5,912	

※1 医療保険制度の見直しにより平成28年度は5割軽減、平成29年度は2割軽減

※2 所得割額の5割軽減（2割軽減）については、均等割額軽減と重複して適用を受ける被保険者がいるため、該当者数を集計すると合計欄とは一致しない

※3 元被扶養者均等割額は平成28年度は9割軽減、平成29年度は7割軽減

(3) 保険料の賦課状況

平成29年度の決定保険料額については、被保険者数の増加や、軽減特例措置の見直し、所得額の伸びなどから、約9億8,400万円の増額となっている。また、1人当たり平均保険料額についても、軽減前と軽減後において平成28年度より増となっている。

全国的に見ると、1人当たりの月額平均保険料は、都道府県ごとの平均所得額の差もあって、2千円台から7千円台まで3倍以上の差が生じている。栃木県の1人当たり月額平均保険料は、全国平均額より約1,000円低い状況にある。

【図表7】 保険料当初賦課の状況

		平成28年度 (7月現在)	平成29年度 (7月現在)	対前年増減額	(参考) 第5期 (H28・H29) 料率算定時推計値
決定保険料額 (円)		13,634,363,300	14,618,825,500	984,462,200	
軽減前 1人当たり平均保険料 (円)	年額	77,481	78,335	854	76,249
	月額	6,457	6,528	71	6,354
軽減後 1人当たり平均保険料 (円)	年額	54,718	57,093	2,375	53,810
	月額	4,560	4,758	198	4,484

【図表8】 後期高齢者医療広域連合別保険料率及び1人当たり月額平均保険料額 (抜粋)

都道府県名	第4期 (平成26・27年度)				都道府県名	第5期 (平成28・29年度)			
	均等割額 (円)	所得割率 (%)	一人当たり 月額平均保険料額 (円) (軽減後)	順位		均等割額 (円)	所得割率 (%)	一人当たり 月額平均保険料額 (円) (軽減後)	順位
全国	44,980	8.88	5,632	—	全国	45,289	9.09	5,659	—
栃木県	43,200	8.54	4,641	27	栃木県	43,200	8.54	4,484	31
東京都	42,200	8.98	8,097	1	東京都	42,400	9.07	7,958	1
神奈川県	42,580	8.30	7,507	2	神奈川県	43,429	8.66	7,632	2
大阪府	52,607	10.41	6,887	3	愛知県	46,984	9.54	7,003	3
愛知県	45,761	9.00	6,845	4	大阪府	51,649	10.41	6,740	4
福岡県	56,584	11.47	6,560	5	兵庫県	48,297	10.17	6,426	5
秋田県	39,710	8.07	3,130	47	秋田県	39,710	8.07	2,963	47

※平成28年4月1日厚生労働省「後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率について」

(4) 保険料収納率

制度開始の平成20年度以降の保険料収納率は、図表9のとおりである。

特別徴収と普通徴収を合わせた全体の収納率は、全国平均でも99%を上回る状況にあり、栃木県の収納率は、全国順位では低いものの、全国平均値を上回っている。

【図表9】栃木県後期高齢者医療保険料収納率

区 分	収 納 率	前 年 度 比 較
平成20年度	98.83%	—
平成21年度	99.05%	0.22
平成22年度	99.18%	0.13
平成23年度	99.22%	0.04
平成24年度	99.20%	▲0.02
平成25年度	99.26%	0.06
平成26年度	99.32%	0.06
平成27年度	99.31%	▲0.01
平成28年度	99.38%	0.07

【図表10】後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率（抜粋）

(単位：%)

平成26年度						平成27年度					
都道府県名	全体 特徴+普徴	順位	都道府県名	普通徴収	順位	都道府県名	全体 特徴+普徴	順位	都道府県名	普通徴収	順位
全国平均	99.26	—	全国平均	98.29	—	全国平均	99.28	—	全国平均	98.40	—
栃木県	99.32	31	栃木県	98.08	35	栃木県	99.31	33	栃木県	98.13	40
滋賀県	99.64	1	愛知県	99.00	1	島根県	99.67	1	愛知県	99.08	1
島根県	99.63	2	滋賀県	98.97	2	新潟県	99.63	2	島根県	98.95	2
新潟県	99.60	3	愛媛県	98.91	3	福井県	99.61	3	滋賀県	98.92	3
鳥取県	99.57	4	新潟県	98.79	4	滋賀県	99.60	4	新潟県	98.89	4
山形県	99.56	5	島根県	98.78	5	長野県	99.59	5	石川県	98.89	5
東京都	98.80	47	青森県	96.89	47	東京都	98.81	47	青森県	97.75	47

※平成29年2月28日厚生労働省「平成27年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」

3 療養給付費

(1) 後期高齢者医療費の状況

後期高齢者医療における本県の医療費は、被保険者数の伸びにともない、年々増加している。1人当たり医療費は、毎年増加していたが、平成28年度に初めて減少した。これは、診療報酬の改定等により、薬価が引き下げられたこと等が影響したと考えられる。

全国の医療費は、全体の医療費に占める75歳以上の医療費の割合が年々増加しており、医療費全体の4割弱を占めている。

【図表11】 栃木県の後期高齢者医療費

診療年度 3～2月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度 比 (%)	1人当たり医療費	
				年額 (円)	対前年度比 (%)
平成24年度	229,438	183,988,326,020	2.8	801,909	0.7
平成25年度	233,433	189,750,582,977	3.1	812,870	1.4
平成26年度	236,116	192,870,478,003	1.6	816,846	0.5
平成27年度	241,435	199,711,355,143	3.5	827,185	1.3
平成28年度	247,917	202,303,632,361	1.3	816,014	▲ 1.4

※医療費は一部負担金等を含んだ費用の総額であり、療養費は含まれていない。

【図表12】 全国の医療費

診療年度 4～3月ベース	医療費総計					75歳以上 1人当たりの医療費	
			(再掲) 75歳以上の医療費				
	金額 (億円)	対前年度 比 (%)	金額 (億円)	対前年度 比 (%)	医療費総計 に占める割 合 (%)	年額 (円)	対前年度 比 (%)
平成24年度	384,074	1.7	136,671	2.8	35.6	914,755	▲ 0.1
平成25年度	392,556	2.2	141,696	3.7	36.1	926,819	1.3
平成26年度	399,556	1.8	144,955	2.3	36.3	930,807	0.4
平成27年度	414,627	3.8	151,558	4.6	36.6	948,217	1.9
平成28年度	412,865	▲ 0.4	153,416	1.2	37.2	929,614	▲ 2.0

※「75歳以上」は後期高齢者医療の対象となる者に係るデータである。

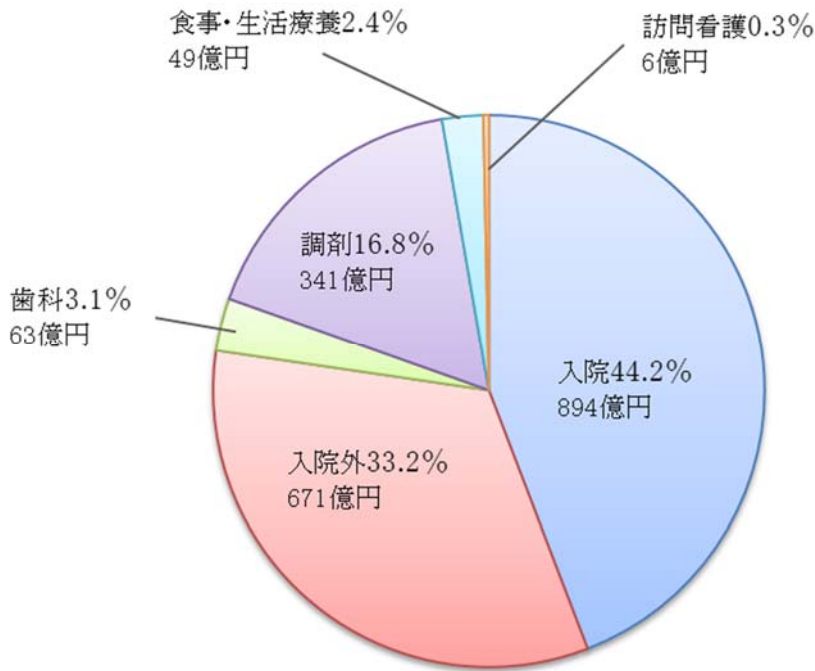
【資料：厚生労働省「平成28年度医療費の動向」】

(2) 医療費の内訳と構成比

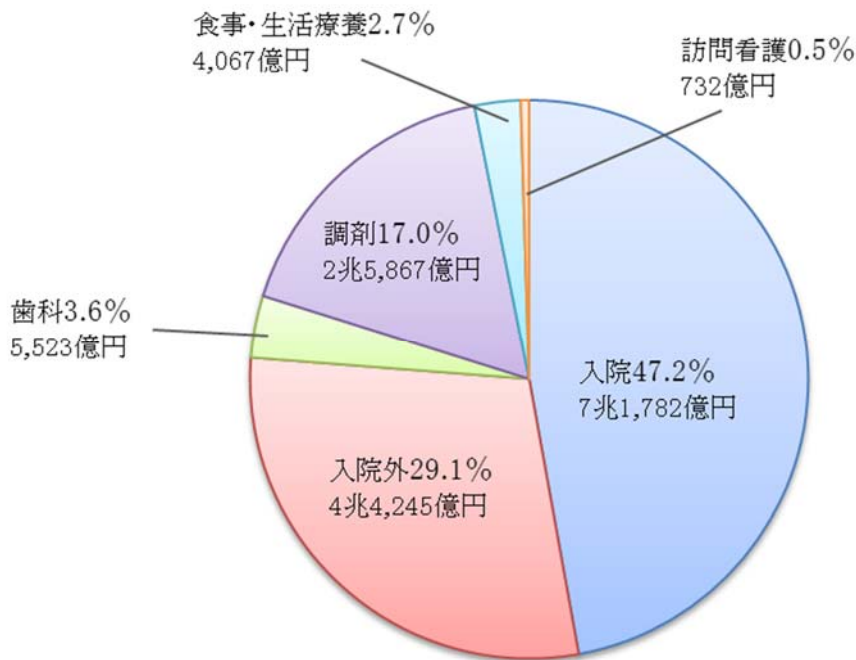
栃木県では入院が44.2%、次いで入院外の33.2%、調剤の16.8%の順になっており、この3種別で全体の約94%を占めている。

全国と比較すると、入院が3ポイント、歯科が0.5ポイント、調剤が0.2ポイント低い値になっている。一方、入院外は4.1ポイント高い値になっている。

【図表13】栃木県の後期高齢者医療費の内訳



【図表14】全国の後期高齢者医療費の内訳

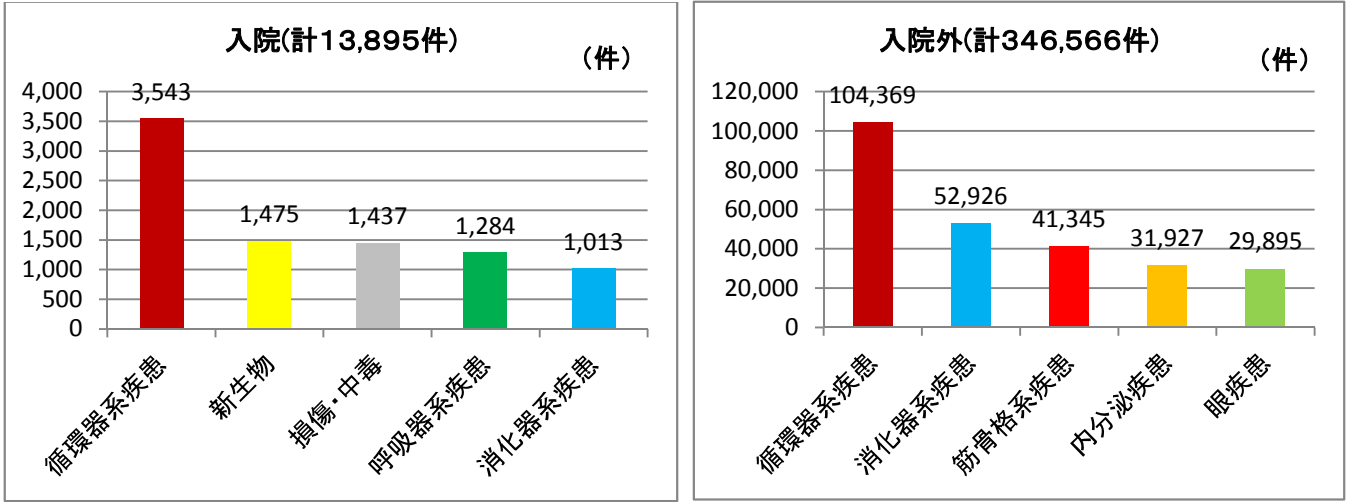


【資料：国民健康保険中央会「平成28年度年間分 医療費速報」】

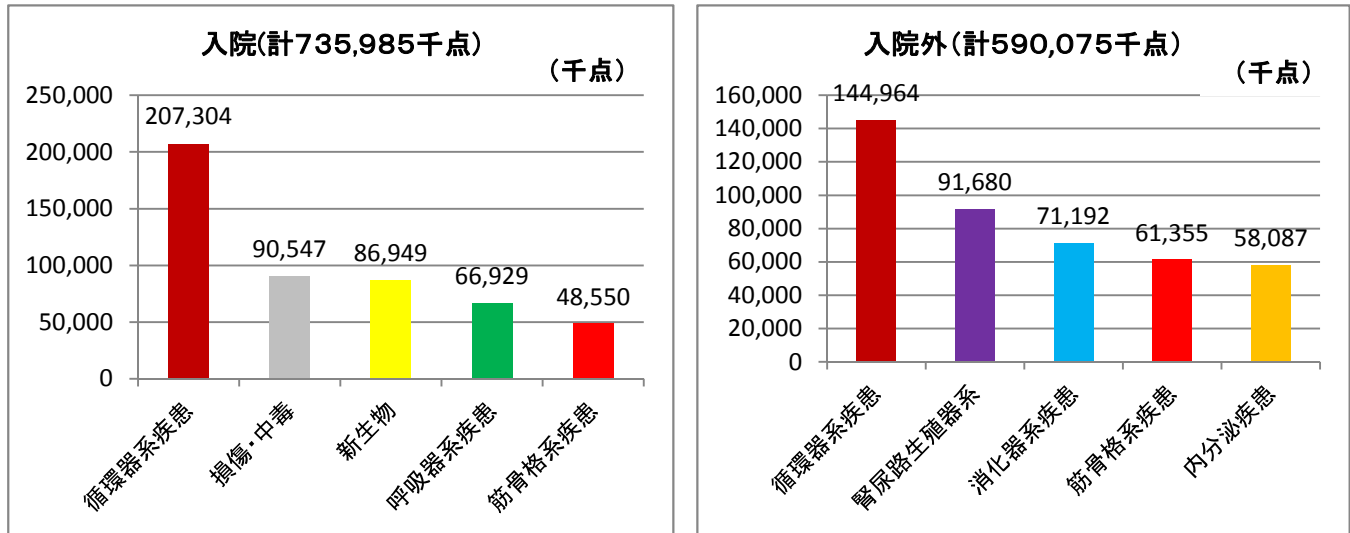
(3) 本県における疾病状況

平成28年6月審査分のレセプト（医科・歯科）より、本県の後期高齢者医療被保険者にかかる疾病状況について把握・分類した。

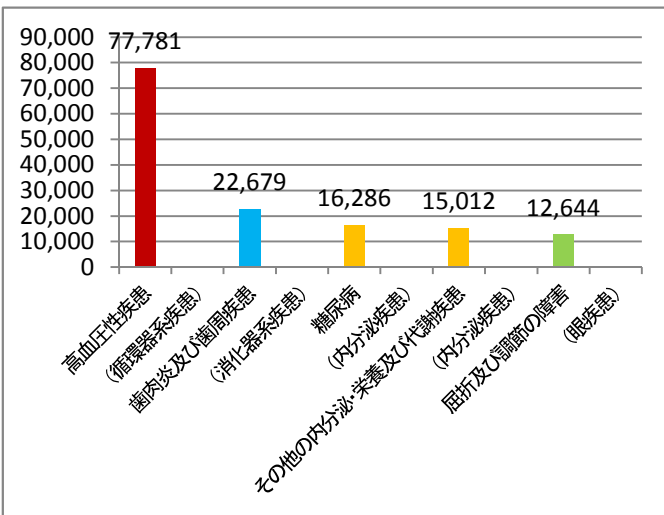
【図表 15】 疾病分類別 件数上位5疾病



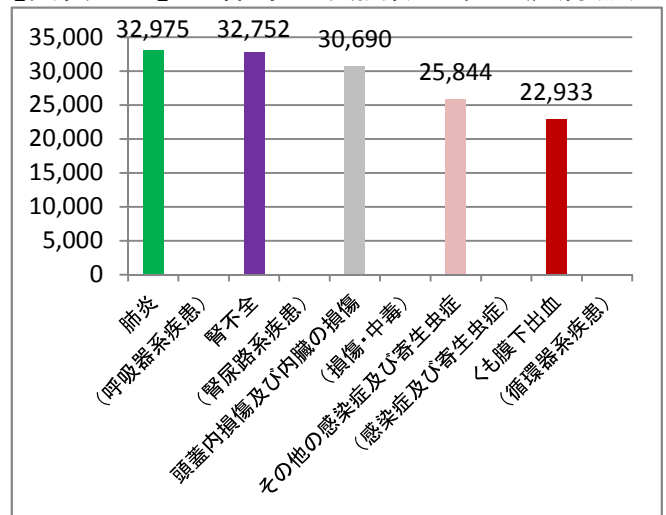
【図表 16】 疾病分類別 点数上位5疾病



【図表 17】 受診件数 上位5疾病(件)



【図表 18】 1件あたり点数 上位5疾病(点)



(4) 高額レセプトの状況

80 万円以上のレセプトは、件数、医療費ともに増加しており、医療費全体に占める構成比も増加している。また、400 万円以上のレセプトも件数、医療費とも増加傾向にある。

【図表 19】

年度	80 万円以上のレセプト				(再掲) 400 万円以上のレセプト		レセプト1件 当たりの 最高額 (円)
	件数 (件)	構成比 (%)	医療費 (円)	構成比 (%)	件数 (件)	医療費 (円)	
平成24年度	26,847	0.5	33,765,356,516	18.3	309	1,631,898,198	20,513,024
平成25年度	28,240	0.5	35,619,979,316	18.7	339	1,784,901,369	13,680,430
平成26年度	29,716	0.5	36,914,276,212	19.1	341	1,821,207,790	15,924,710
平成27年度	31,894	0.5	39,868,161,004	19.9	358	1,899,587,187	12,395,630
平成28年度	33,662	0.5	42,211,875,620	20.9	428	2,319,728,412	12,181,755

※ 「400 万以上」の件数・費用額は、「80 万円以上のレセプト」の内数である。

※ 「構成比」は、療養給付費全体の件数・費用額に占める割合を示す。

※ 80 万円を超える費用額の一部については、「高額医療費負担金」として、国・県が4分の1ずつ負担する。平成28年度は、国・県から742,176,852円が交付された。

※ 400 万円以上のレセプトの一部は、国保中央会で特別審査が行われ、「特別高額医療費共同事業交付金」として交付される。平成28年度は、99件分、34,415,108円が交付された。

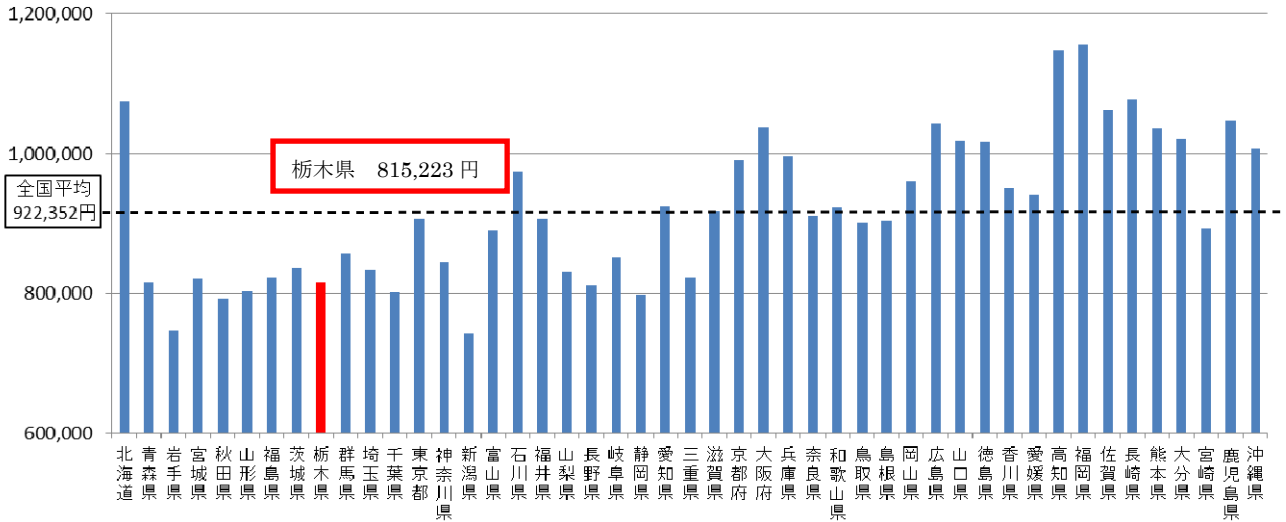
(5) 都道府県別の1人当たり医療費

栃木県は、被保険者1人当たり医療費において40位と低い水準になっており、全国平均よりも10万円以上低い額になっている。

全国的には、北海道を除き西日本が高く、東日本が低い傾向が見られる。

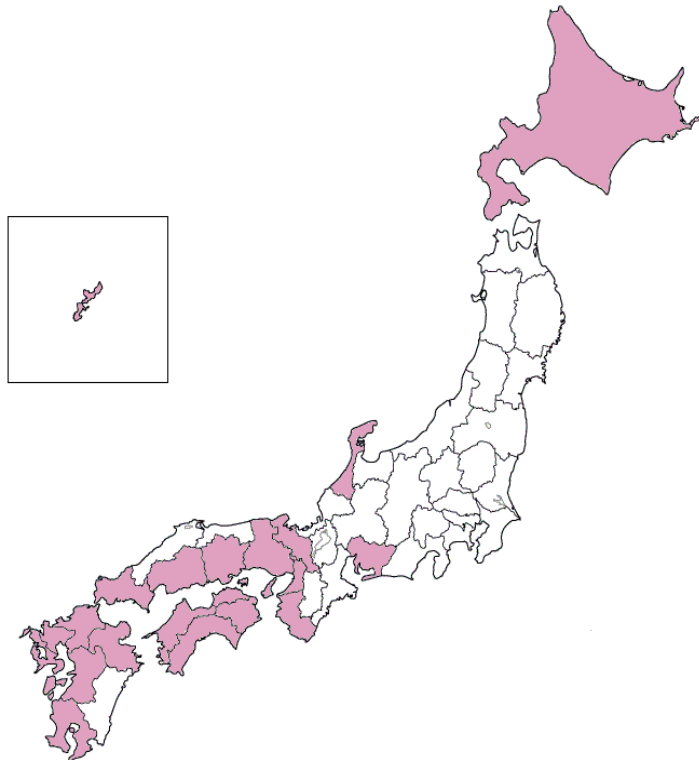
【図表20】

(単位：円)



【資料：国民健康保険中央会「平成28年度年間分 医療費速報」】

【図表21】 1人当たり医療費が全国平均以上の都道府県



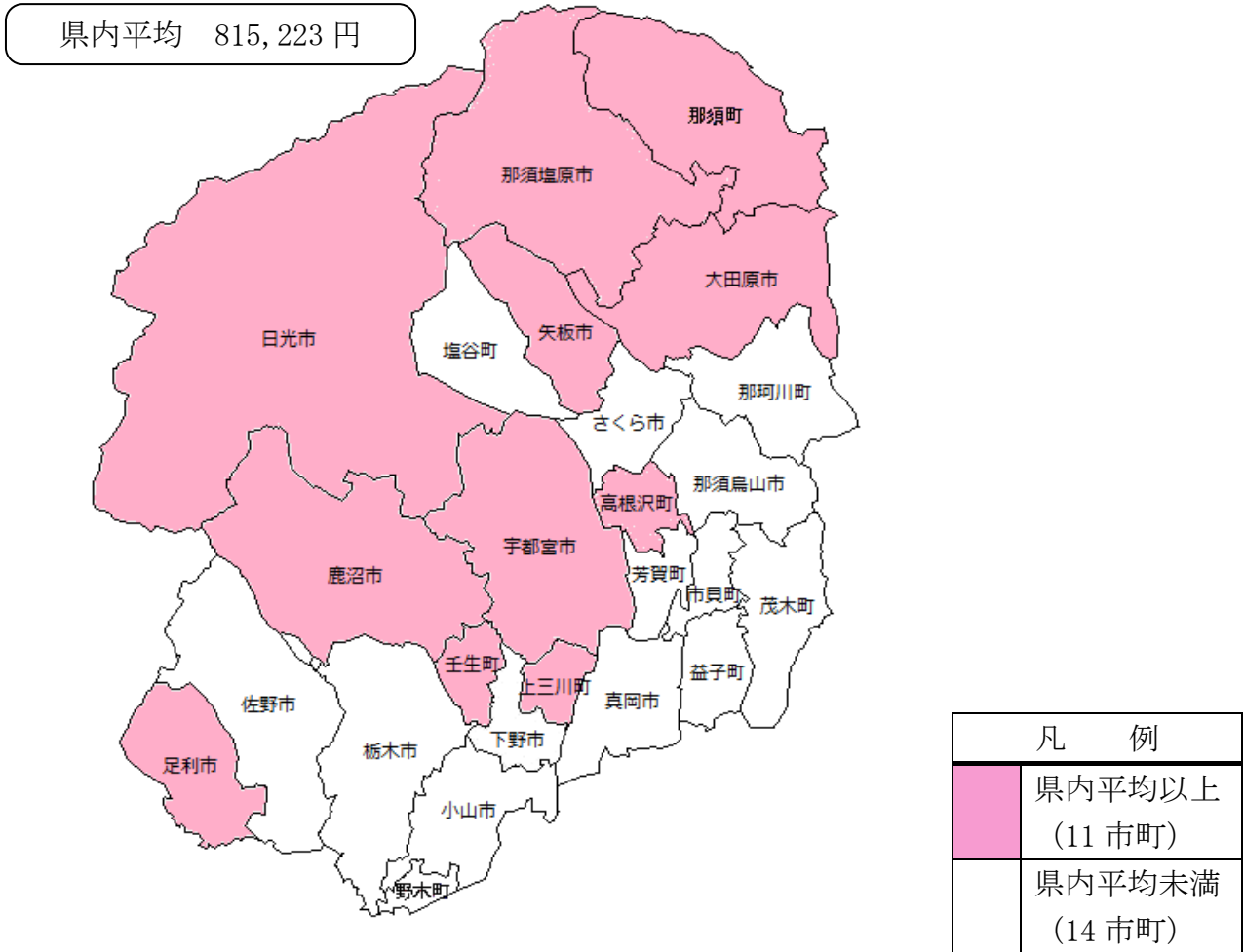
1人当たり医療費	
栃木県 (40位)	815,223円
全国平均	922,352円
福岡県 (1位)	1,157,132円
新潟県 (47位)	742,219円

凡 例	
	全国平均以上(21道府県)
	全国平均以下(26都県)

(6) 県内市町別の1人当たり医療費

栃木県における被保険者1人当たりの医療費を市町別に見ると、県北から県央・県西にかけて高く、県東・県南が低い傾向が見られる。

【図表22】1人当たり医療費が県内平均以上の市町



【図表23】1人当たり医療費の順位

(単位：円)

順位	市町名	1人当たり医療費	順位	市町名	1人当たり医療費	順位	市町名	1人当たり医療費
1	日光市	923,185	10	矢板市	833,427	19	小山市	771,815
2	高根沢町	891,487	11	那須町	828,109	20	栃木市	739,742
3	大田原市	870,759	12	野木町	805,930	21	佐野市	733,147
4	宇都宮市	851,448	13	さくら市	802,260	22	市貝町	730,370
5	上三川町	850,123	14	真岡市	793,218	23	那珂川町	699,583
6	足利市	848,733	15	塩谷町	781,070	24	那須烏山市	686,942
7	那須塩原市	847,447	16	芳賀町	780,836	25	茂木町	665,204
8	壬生町	841,983	17	益子町	779,504			
9	鹿沼市	837,384	18	下野市	778,341			
							栃木県全体	815,223

※平成28年4月から平成29年3月分を集計

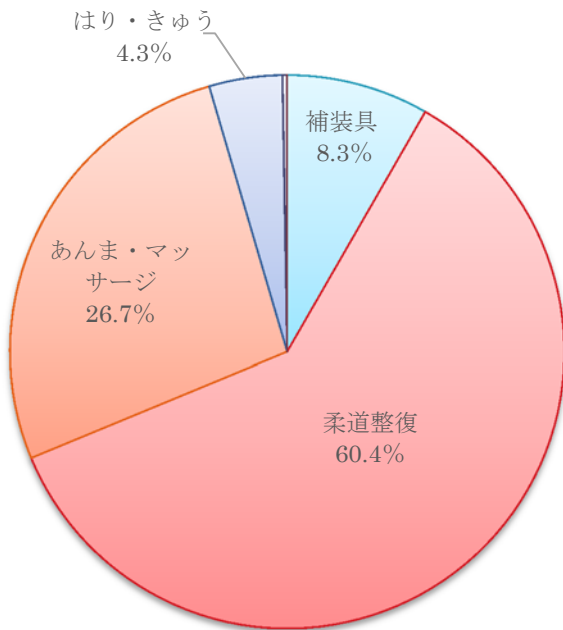
※日光市と茂木町の差257,981円

4 その他の給付

(1) 療養費

本県の療養費の費用額は、年額 22 億円程度であり、柔道整復とあんま・マッサージで全体の約 9 割を占めている。

【図表 2 4】療養費の内訳



種別	件数 (件)	費用額 (円)	割合 (%)
補装具	5,011	183,531,747	8.3
柔道整復	116,320	1,337,025,858	60.4
あんま・マッサージ	19,930	590,942,267	26.7
はり・きゅう	5,153	94,382,090	4.3
一般診療	205	5,608,432	0.3
その他	9	465,752	0.0

【図表 2 5】療養費の状況

	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	対前年度比 (%)
平成24年度	127,362	2,011,620,051	3.2	11,691,538	176,659,664	2.0
平成25年度	134,686	2,100,031,803	4.4	11,855,743	178,749,248	1.2
平成26年度	141,234	2,141,700,015	2.0	12,054,721	182,330,873	2.0
平成27年度	144,570	2,231,365,317	4.2	12,284,857	186,180,624	2.1
平成28年度	147,127	2,211,956,146	▲ 0.9			

※食事標準負担差額の件数を含む。

【資料：平成 28 年度厚生労働省後期高齢者医療事業年報】

(2) 葬祭費

葬祭費は、毎年度7億円以上の支出があり、死亡による資格喪失者数と連動して増減している。

【図表26】

	栃木県			全国		
	件数 (件)	金額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	金額 (円)	対前年度比 (%)
平成24年度	14,311	715,550,000	▲ 1.7	857,408	36,974,560	1.7
平成25年度	14,448	722,400,000	1.0	869,495	37,516,971	1.5
平成26年度	14,516	725,800,000	0.5	885,008	38,172,124	1.7
平成27年度	14,344	717,200,000	▲ 1.2	893,905	38,601,684	1.1
平成28年度	15,247	762,350,000	6.2			

【資料：平成28年度厚生労働省後期高齢者医療事業年報】

5 保健事業等

(1) 保健事業実施計画

①目的

保健事業実施計画（平成 27 年 3 月策定）に基づいた保健事業の取組を P D C A サイクルに沿って効率的、効果的に実施することにより、高齢者にかかる健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図る。

②基本方針

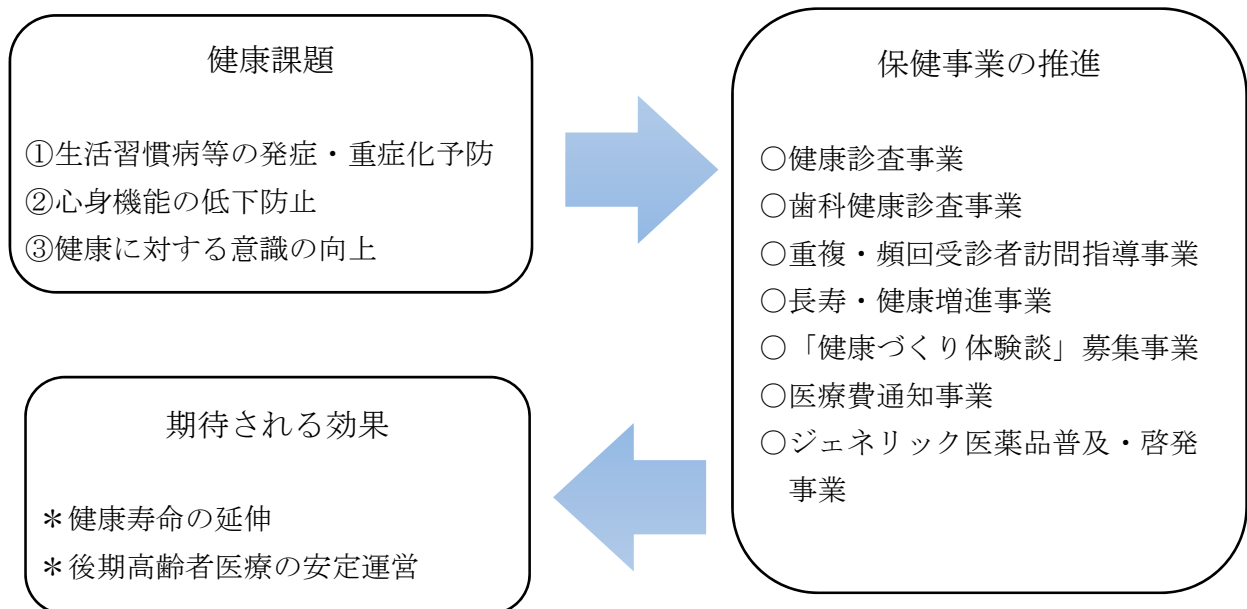
- ア) 被保険者の健康保持増進に向けた取組の推進
- イ) 市町との連携・協力体制の強化

③位置付け

栃木県後期高齢者医療広域連合広域計画の基本指針に基づいた個別計画とし、とちぎ健康 21 プラン（栃木県健康増進計画）や栃木県医療費適正化計画、市町健康増進計画などとの調和を図る。

④期間

平成 27 年度（初年度）～平成 29 年度（目標年度）



(2) 健康診査事業（平成20年度より実施）

生活習慣病の早期発見により重症化を予防し、医療費の適正化を図ることを目的に実施している。実施にあたっては、受診率30%を目標に掲げ、被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

<平成28年度実施状況>

【図表27】

市町名	対象者数(人)	受診者数(人)			受診率(%)
		集 団	個 別	計	
宇都宮市	45,462	2,345	10,938	13,283	29.2
足利市	18,197	268	5,539	5,807	31.9
栃木市	19,073	2,132	2,348	4,480	23.5
佐野市	13,965	752	2,028	2,780	19.9
鹿沼市	11,608	118	4,333	4,451	38.3
日光市	11,823	2,756	543	3,299	27.9
小山市	14,378	1,840	3,132	4,972	34.6
真岡市	7,453	1,416	953	2,369	31.8
大田原市	8,311	2,164	12	2,176	26.2
矢板市	3,901	823	198	1,021	26.2
那須塩原市	11,360	2,236	1,100	3,336	29.4
さくら市	4,462	1,034	119	1,153	25.8
那須烏山市	4,137	341	1,578	1,919	46.4
下野市	5,597	431	1,704	2,135	38.1
上三川町	2,638	103	1,096	1,199	45.5
益子町	2,559	458	—	458	17.9
茂木町	2,363	329	—	329	13.9
市貝町	1,337	340	—	340	25.4
芳賀町	1,965	498	—	498	25.3
壬生町	3,929	535	102	637	16.2
野木町	2,345	298	58	356	15.2
塩谷町	1,879	12	701	713	37.9
高根沢町	2,691	358	—	358	13.3
那須町	3,931	728	33	761	19.4
那珂川町	2,939	498	911	1,409	47.9
合 計	208,303	22,813	37,426	60,239	28.9

※「対象者数」…【被保険者数】－【健診除外者数】（施設入所者等）

「受診率」…【受診者数】÷【対象者数】

平成26年度からKDB等を活用し、健診除外者数を抽出

<受診率の推移>

【図表28】

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
栃木県受診率(%)	23.8	24.5	27.7	28.2	28.9
全国受診率(%)	24.5	25.1	26.0	27.6	28.7(見込)

(3) 歯科健康診査事業（平成 26 年度より実施）

肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施にあたっては被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

<実施状況>

【図表 29】

年 度	実 施 市 町
平成 26 年度	日光市
平成 27 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・矢板市 上三川町・市貝町・塩谷町
平成 28 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市 真岡市・矢板市・上三川町・市貝町・塩谷町

(4) 重複・頻回受診者訪問指導事業（平成 22 年度より実施）

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として、委託先の保健師等が対象者宅を訪問し、健康相談・助言を行っている。

<平成 28 年度実施状況>

実施時期 平成 29 年 1 月～2 月

実施人数 重複受診者：15 人

頻回受診者：50 人

対 象 者 重複受診者：同一疾病により複数の医療機関等に 2 か月以上
継続して受診している者

頻回受診者：1 か月における同一医療機関等への受診日数が、
2 か月以上継続して 15 日以上ある者

(5) 長寿・健康増進事業（平成 20 年度より実施）

被保険者の健康保持・増進を図ることを目的に、市町が実施する高齢者の健康づくり事業に対し、国の特別調整交付金を活用し、広域連合が経費助成を行っている。

<平成 28 年度実施状況>

【図表 30】

対象事業	助成市町
① 健康診査（追加項目）	佐野市・日光市・壬生町
② 健康教育・健康相談等	益子町・茂木町・市貝町
③ 運動・健康施設等利用費助成	足利市
④ 保養施設利用費助成	足利市・那須烏山市
⑤ 運動・健康増進等のための活動助成	鹿沼市・下野市
⑥ 敬老会の趣味の集い等助成	鹿沼市・市貝町
⑦ 人間ドック等の費用助成	宇都宮市・足利市・栃木市 佐野市・日光市・小山市 真岡市・大田原市・矢板市 さくら市・那須烏山市・下野市 上三川町・益子町・野木町 塩谷町・高根沢町・那須町
⑧ はり・きゅう等利用費助成	宇都宮市・足利市・栃木市 佐野市・鹿沼市・小山市
⑨ その他健康増進に資する事業	足利市・日光市・上三川町

(6) 「健康づくり体験談」募集事業（平成 25 年度より実施）

健康づくりに関する体験談を募集し、優秀作品について周知することにより、自らの健康管理に一層関心を持ってもらうことを目的に実施した。

<平成 28 年度実施状況>

募集期間 平成 28 年 7 月 28 日から 9 月 30 日
対 象 者 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者
応募件数 33 件
表 彰 最優秀賞 1 件、優秀賞 2 件、佳作 5 件
周知方法 医師のコメントを添えて広域連合ホームページに掲載

(7) 医療費通知事業（平成 20 年度より実施）

被保険者に医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めてもらうことを目的に実施している。

また、査定により医療費が 10 万円以上減額された方に対し、平成 24 年度より減額査定通知を実施している。

<平成 28 年度実施状況>

発送回数 3 回（8 月、11 月、3 月）

発送枚数 812,764 通

(8) ジェネリック医薬品普及・啓発事業

ジェネリック医薬品の普及促進を強化し、患者負担の軽減及び医療保険財政の健全化を図り、後期高齢者医療制度の安定的運営を持続することを目的に実施している。

<平成 28 年度実施状況>

①ジェネリック医薬品希望カード配布事業（平成 24 年度より実施）

- ・市町窓口にてジェネリック医薬品希望カードを設置、配布
- ・75 歳到達者の被保険者証送付時に配布
- ・8 月の被保険者証更新時に全被保険者へ一斉配布

②ジェネリック医薬品利用差額通知事業（平成 25 年度より実施）

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定額以上の負担軽減の可能性のある被保険者へ参考として送付している。

実施時期 平成 28 年 8 月

発送枚数 17,607 通

抽出条件 平成 28 年 5 月調剤分で、投薬期間が 7 日以上、変更した際の差額が 1 薬剤あたり 200 円以上

<ジェネリック医薬品使用率>

【図表 3 1】

平成 26 年度 (平成 27 年 1 月)	平成 27 年度 (平成 28 年 1 月)	平成 28 年度 (平成 29 年 1 月)
49.6%	57.5%	65.5%

Ⅲ 平成30、31年度の保険料について

(1) 保険料率の算定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年間の財政運営期間を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、今年度、平成30・31年度の医療給付費等の総額を算出し、その必要額を保険料で賄えるよう保険料率を算定する。

(2) 保険料率の推移

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	37,800円		42,000円	43,200円	
所得割額	7.14%	7.18%	8.54%		
賦課 限度額	50万円		55万円	57万円	
軽減後1人 当たり平均 保険料額	48,939円	48,886円	53,650円	55,467円	53,810円

※ 軽減後とは、低所得者に対する均等割軽減と所得割軽減及び元被扶養者の均等割軽減、並びに賦課限度額を超える所得の補正を反映させたものである。

※ 軽減後1人当たり平均保険料額は料率算定時の推定額であり、実績額とは異なる。

(3) 算定のスケジュール

- 8月 厚生労働省より算定スケジュールの提示
- 9月 厚生労働省から保険料率算定に係る留意事項及び暫定数値の提示
- 10月 平成29年第2回広域連合議会定例会（保険料率算定方法等報告）
保険料率の試算
- 11月 試算結果を厚生労働省へ報告（1回目）
厚生労働省から基礎数値（時点修正）の提示
保険料率の試算
- 12月 診療報酬の改定率の決定
厚生労働省から基礎数値の提示
- 翌年1月 保険料率の試算及び厚生労働省への試算結果報告（2回目）
- 2月 平成30年第1回広域連合議会定例会（保険料改定に係る条例の改正案の提出）

※ 国が提示する数値

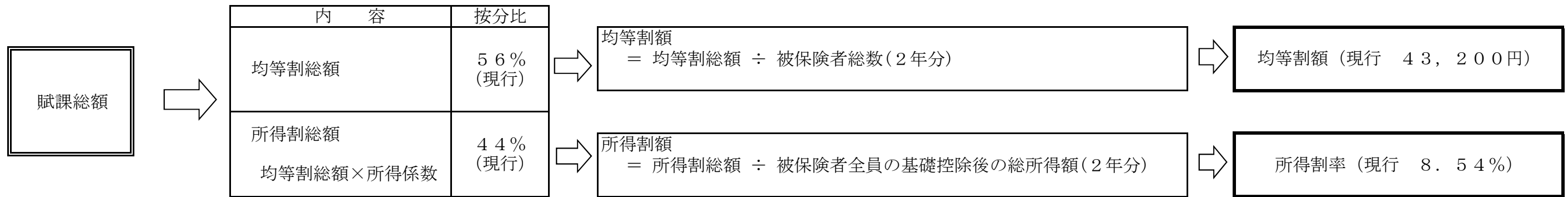
- 1 参考数値
全国単位での被保険者数、医療給付費等の伸び率
- 2 算定に使用する数値
後期高齢者負担率、普通調整交付金算定係数等

保険料率の算定方法

1 保険料賦課総額の算定

費用項目		収入項目		負担区分	負担割合
① 医療給付費 平成30・31年度の医療給付費の総額は、各年度の一人当たり医療費の見込額に、各年度の平均被保険者数の見込数を乗じた額を合算して算出する。 【参考】 ・一人当たり医療給付費 平成28年度実績 759,074円 (対前年度伸び率 △1.48%) 平成29年度見込 11月診療分までの実績をもとに推計 ・平均被保険者数 平成28年度実績 248,487人 (対前年度伸び率 2.70%) 平成29年度見込 9月末までの実績をもとに推計 ・医療給付費総額 平成28年度実績 約1,882億円 (対前年度伸び率 1.16%) 平成29年度見込 11月診療分までの実績をもとに推計		国負担金 …定率の国負担 (高額医療費公費負担含む) 国調整交付金 …広域連合間の所得格差による不均衡を是正するため、所得係数により調整して交付 県負担金 …定率の県負担 (高額医療費公費負担含む) 市町負担金 …定率の市町負担 後期高齢者支援金 …現役世代からの支援金 (現役世代の減少率を反映させて、現役世代の負担が重くならないよう、後期高齢者負担率を用いて調整する) 平成28・29年度剰余金 …剰余金を保険料抑制財源として活用する		公費	約50%
② 財政安定化基金拠出金 医療給付費×拠出率 【参考】平成28・29年度は拠出せず ③ 保健事業 健康診査、歯科健診、その他保健事業の見込額 【参考】平成28年度実績 約2.4億円 ④ 葬祭費 @50,000円×申請見込数 【参考】平成28年度実績 約7.6億円 ⑤ 審査支払手数料 @66円×レセプト見込件数 【参考】平成28年度実績 約4.5億円		① 医療給付費を賄う分としての保険料 ② 財政安定化基金拠出金を賄う分としての保険料 ③ 保健事業 ④ 葬祭費 ⑤ 審査支払手数料を賄う分としての保険料		後期高齢者支援金	約40%
		①②③④⑤を賄う保険料必要額 ÷ 予定収納率 = 賦課総額		その他の収入	約10%
				保険料	

2 保険料率の算定



※ 現行における本県の所得係数は0.80である。

按分比について
 均等割総額と所得割総額の比率は、本来1:1であるが、各広域連合における被保険者の所得の状況が異なることから、所得係数を用いて按分比を調整する。
 (所得係数とは、「広域連合の一人当たりの所得」を「全国一人当たりの所得」で除した数)

IV 第2期保健事業実施計画について

(1) 第2期保健事業実施計画の策定について

現行計画の計画期間が平成29年度で終了することから、目標達成状況の総合的な評価を行うとともに、健診・医療情報等の分析や健康課題の抽出を行い、今年度、第2期計画（平成30年度～平成35年度）の策定を行う。

①策定体制

国保連合会に設置された保健事業支援・評価委員会や庁内検討組織である保険者機能委員会、また、今年度から採用した保健師の専門知識を活用し、市町の意見を聞きながら計画策定を行う。

②計画のフレーム（案）

第1章 計画の基本的な考え方	第4章 保健事業の推進
第2章 栃木県後期高齢者医療の現状	第5章 計画の評価、見直し
第3章 現状分析と健康課題等	第6章 計画の公表、留意事項

③計画策定のスケジュール

4月～	… 情報収集、構成検討
5月～6月	… 保健事業に関する市町ヒアリング
6月～	… 第1期計画の評価、KDB（医療・健診）情報等の分析、課題抽出
8月～	… 健康課題における対策の方向性検討
10月	… 骨子案作成
2月	… 最終案作成、市町意見照会、パブリックコメント
3月	… 計画策定

(2) 低栄養防止・重症化予防事業について

国においては、低栄養防止・重症化予防等のモデル事業を実施し、高齢者の保健事業のあり方についての検討やガイドラインの作成・周知により、平成30年度からの本格的な全国展開等による推進を図っている。

当広域の人工透析者数は、平成28年度末現在で2,781名（平成28年度新規導入者数は271名）、人工透析にかかる医療費を1人当たり年間500万円で試算すると、約139億円と推計されること等から、重症化予防は早急に取り組むべき課題である。

当広域では、受診勧奨や保健指導により、人工透析への移行やその他生活習慣病の重症化を予防し、被保険者の生活の質の維持・向上、将来的な医療費の適正化を図ることを目的に、平成30年度からの生活習慣病重症化予防事業の実施に向けた検討を進めている。

また、低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防の観点から、低栄養防止事業の実施についても、市町と連携しながら引き続き検討していく。

◎事業概要（案）

- ①事業名 栃木県後期高齢者医療生活習慣病重症化予防事業
- ②実施方法 受診勧奨は広域連合が行い、保健指導は市町へ委託（実施主体は広域連合）
- ③対象者 健康診査結果の受診勧奨判定値が重症度の高いレベルにある者で医療機関未受診者等

「健康づくり体験談」募集事業について

1 趣 旨

健康づくりに関する体験談を募集し、優秀作品を表彰するとともにホームページ等で周知することにより、被保険者の皆様に健康管理に一層関心を持っていただくことを目的とする。

2 募集内容

- (1) テーマ
- | | |
|---------|---------------------------------|
| ①運動部門 | 日々実践している運動やスポーツに関する健康法とその効果 |
| ②暮らし部門 | 暮らしの中で実践している食事、生活習慣に関する健康法とその効果 |
| ③生きがい部門 | 社会活動や趣味などに関する健康法とその効果 |
- (2) 応募方法 原稿用紙2～3枚程度の作品を郵送またはメールで提出
- (3) 募集期間 平成29年8月1日（火）から9月29日（金）
- (4) 応募資格 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者

3 応募状況

26作品 ※ 詳細は裏面参照

4 審 査

(1) 事前審査（事務局）

応募作品について、広域連合事務局において、文章の体裁・構成・内容等を考慮し、本審査に送る作品を選定。また、健康法の安全性を保健師が確認。

(2) 本審査（懇談会）

事前審査通過作品について、後期高齢者医療運営懇談会において審査し、最優秀賞1点と優秀賞3点、佳作5点程度を選考する。

5 優秀作品の表彰

- ・ 最優秀賞（1点） 表彰状と記念品（旅行券3万円分）を授与
- ・ 優秀賞（各部門から1点） 表彰状と記念品（商品券1万円分）を授与
- ・ 佳作（5点程度） 表彰状と記念品（QUOカード500円分）を授与
- ・ 参加賞 札状と参加記念品（QUOカード500円分）を贈呈

6 優秀作品の公表（周知・広報）

- ・ 前原委員に御協力いただき、医学的見地からのコメント等を付し、平成29年12月頃から広域連合ホームページに掲載
- ・ その他、機会を捉えて、周知・広報していく。

<応募の状況>

(1) 性別・年代別・テーマ分野別応募状況

(単位：人)

性別			年代別				テーマ分野別			
男性	女性	性別計	70代	80代	90代以上	年代別計	運動	暮らし	生きがい	分野別計
16	10	26	11	13	2	26	14	5	7	26

(2) 応募作品一覧

No	年齢	性別	市町名	テーマ	タイトル
1	77	男	宇都宮市	運動	ラジオ体操で正しい姿勢
2	80	男	宇都宮市	運動	人生をよりよく生きるために
3	80	男	宇都宮市	運動	私と剣道
4	88	女	那須烏山市	運動	運動に関する健康法とその効果
5	88	男	宇都宮市	運動	素振り健康法
6	77	男	宇都宮市	運動	私の健康作り体験
7	76	女	宇都宮市	運動	運動に関する健康法とその効果
8	102	男	那須烏山市	運動	私の自己流健康づくり体験について
9	84	男	栃木市	運動	運動に関する健康法とその効果
10	77	男	上三川町	運動	私の健康維持
11	76	女	那須町	運動	私の健康法
12	83	女	茂木町	運動	脚力増進
13	82	男	下野市	運動	継続は実を結ぶ
14	84	女	上三川町	運動	浴室体操で健康意地
15	88	女	那須塩原市	暮らし	海老の粉を酢水で飲む
16	91	男	栃木市	暮らし	暮らしに関する健康法とその効果
17	80	男	益子町	暮らし	私の健康づくり体験
18	79	女	那須塩原市	暮らし	暮らしに関する健康法とその効果
19	79	女	下野市	暮らし	自分の健康管理のために 行っている健康法とその効果
20	79	男	上三川町	生きがい	社会活動・趣味
21	85	男	茂木町	生きがい	文化的活動を通しての健康活動
22	81	男	宇都宮市	生きがい	社会活動に関する健康法とその効果
23	81	男	足利市	生きがい	私の人生と手織り
24	77	女	宇都宮市	生きがい	健康づくりと楽しい生きがい
25	75	男	宇都宮市	生きがい	健康マージャンの魅力
26	76	女	宇都宮市	生きがい	生きがいに関する健康法とその効果